

懲戒処分書

名称 司法書士法人ふたば事務所

事務所 東京都足立区千住4丁目26番3号

社員である司法書士会員の氏名 渡辺 隆之

使用人である司法書士会員の氏名 杉田 哲也

特定社員の氏名 渡辺 隆之

特定社員の常駐する事務所 東京都足立区千住4丁目26番3号

処分内容及び理由の要旨

主 文

令和4年6月1日から起算して4か月間の業務停止に処する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、司法書士法人ふたば事務所（以下「被処分法人」という。）の代表者を務める代表社員司法書士渡辺隆之（以下「渡辺司法書士」という。）が受任した成年後見開始申立事件に関し、被処分法人が雇用する補助者が後見開始審判申立書の添付書類である医師の診断書及び親族の同意書を偽造し、これらを東京家庭裁判所（以下「家裁」という。）に提出し、申立人である〇〇〇〇（以下「依頼者A」という。）が家裁から審問を受ける事態になると、渡辺司法書士は、依頼者A及び〇〇〇〇（以下「依頼者B」といい、「依頼者A」と併せて以下「依頼者ら」という。）に対し、上記診断書の日付を偽造したのは依頼者Bである旨の虚偽の陳述を行わせたとして、東京司法書士会から報告がされた事案である。

第2 認定事実

以下の事実が、東京司法書士会の調査報告書及び被処分者の供述から認められる。

- 1 被処分法人は、平成23年9月1日に設立され、東京司法書士会に登録（法人番号11-00230）し、東京都足立区千住四丁目26番3号において司法書士の業務を行っている法人であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 被処分法人の代表社員である渡辺司法書士は、平成26年8月27日、依頼

者らから、成年被後見人を依頼者らの母親である〇〇〇〇、申立人を依頼者A、成年後見人等候補者を渡辺司法書士とする成年後見開始申立てに係る書類作成業務（以下「本件申立事件」という。）を受任した。なお、本件申立事件は、被処分法人の法人受任事件である。

- 3 依頼者らは、〇〇〇〇に係る平成26年9月10日付け診断書（以下「真正診断書」という。）を同年10月初旬に被処分法人に提出したが、渡辺司法書士から本件申立事件に係る申立書（以下「本件申立書」という。）の作成を指示された補助者〇〇（以下「補助者」という。）は、依頼者Bの了承を得ず、本件申立書の添付書類である「親族の同意書」の氏名（署名）欄に、「依頼者B」と冒書し、同意書（以下「偽造同意書」という。）を偽造し、本件申立書及び真正診断書とともに偽造同意書を家裁に提出・行使した。
- 4 その後、家裁から真正診断書が既に作成から3か月以上経過しているため、平成27年1月30日までに新しい診断書の提出を求める旨の書面の送付を受けたことから、補助者は、真正診断書の内容を転記し、医師の署名欄に「〇〇〇〇」と冒書し、平成27年1月26日付け診断書（以下「偽造診断書」という。）を偽造し、同月30日、家裁に対して偽造診断書を提出・行使した。
- 5 渡辺司法書士は、本件申立事件に関し、補助者に対し、申立てに必要なとなる添付書類の入手等を任せ、その具体的状況等を把握せず、特に、上記4記載の診断書再提出に係る家裁とのやり取りに関し具体的な報告を受けていないばかりか、上記3の本件申立書提出時及び上記4の偽造診断書提出時のいずれにおいても、最終的に家裁に提出する書類の内容や作成の真正性について自ら確認せず、これらを補助者に任せるなどし、同人の監督を怠った。
- 6 渡辺司法書士は、家裁裁判官が偽造診断書に関し、依頼者Aを審問するために呼び出したのを受けて、平成27年2月17日、依頼者らと打合せを行い、同月18日の審問において偽造診断書の日付を偽造したのは依頼者Bである旨の虚偽の陳述を行わせた。

第3 処分の量定

- 1 上記第2の3から5によれば、被処分法人の代表者である渡辺司法書士は、被処分法人の受任事件について、補助者に対し、本件申立書及びその添付書類等の入手及び作成等の処理を補助者に全面的に委ね、その監督の著しい不十分により補助者による文書偽造及びその行使という重大な結果を招いたもので、補助

者に対する渡辺司法書士の監督責任は重く、司法書士法第46条において準用する第2条（職責）、第23条（会則の遵守義務）、東京司法書士会会則第94条（品位の保持等）、第113条（会則等の遵守義務）及び第116条（補助者等の使用者責任）に違反する。

- 2 上記第2の6によれば、被処分法人の代表者である渡辺司法書士は、上記1について、依頼者らに対し、審問において虚偽の陳述を行わせたものであり、司法書士法人としての品位を著しく欠く行為であると言わざるを得ず、司法書士法第46条において準用する第2条（職責）、第23条（会則の遵守義務）、東京司法書士会会則第94条（品位の保持等）及び第113条（会則等の遵守義務）に違反する。
- 3 被処分法人の上記各行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行い、国民の権利の保全に資すべき責務を有する司法書士法人としての自覚を欠き、司法書士法人に対する国民の信頼を著しく損なうものであって、その責任は重く、厳しい処分が相当である。一方、被処分法人には、平成23年の設立以来、懲戒処分歴はない。これらの事情は、被処分法人にとって酌むべき情状といえる。
- 4 よって、司法書士法第48条第2号の規定により、被処分法人を主文のとおり処分する。

令和4年4月15日

法務大臣